

令和6年度県南圏域子ども・若者総合相談センター事業委託業務 仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度県南圏域子ども・若者総合相談センター（以下「センター」という。）事業委託業務

2 委託業務の目的

「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）の趣旨に基づき、子ども・若者の様々な相談に対して関係機関と連携した総合相談窓口を設置し、制度の縦割りや年齢の切れ目によらず、相談機会や必要な情報の提供を行い、適切な社会資源や場につなぐ育成支援拠点の体制を確保する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 対象地域

白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町

5 相談対象者

子ども・若者（0歳から概ね39歳までの者）及びその家族等

6 業務内容

(1) 総合相談窓口の設置

・来所、電話及び電子メール等による相談対応を行い、相談内容に応じて必要な情報の提供及び助言を行うこと。

(2) 相談者対応

・相談内容に応じて必要な情報の提供及び助言を行うこと。

(3) 出張相談会の開催

・各市町の状況に応じて出張相談会を開催すること。
・開催時期や開催回数等については、発注者と受注者が協議して決定すること。

(4) 各関係機関等へのつなぎ支援

・相談内容に応じて、各関係機関等に適切につなぐこと。

(5) 相談の記録・管理

・相談内容を適切に記録し、個人情報の取扱いについても適切に管理すること。

(6) 実施状況報告

・受注者は、毎月、別に定める実施状況報告書を作成し、翌月10日までに発注者へ提出すること。
・受注者と発注者は、原則として、実施状況報告書提出後、打合せを行うものとし、連絡事項等を相互に共有すること。
・受注者は、委託業務完了後、速やかに業務完了報告書等を作成し、発注者へ提出すること。

(7) センターの広報・周知

・センターについて、対象者へ様々な方法を用いて周知すること。

7 実施方法

(1) 開設時期

センターの開設時期は契約締結後、発注者と協議の上、決定すること。また、開設までの具

体的なスケジュールを発注者へ提出すること。

(2) 開設場所

相談者のアクセス、関係機関との迅速な連携体制がとれる対象地域内で実施すること。

(3) 開設日及び開設時間

原則として月曜日から金曜日のうち週3日以上開設することとし、1日の開設時間は8時間程度とする。国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定に基づく休日は閉所とし、夏期休業、年末年始の休業及びその他臨時休業については、発注者と受注者が協議して設定する。ただし、相談者の状況に応じて対応することとする。

(4) 人員配置基準

相談支援業務に当たる人数は、2人以上の体制とする。また、下記の役割を置くこととし、いずれの役割も相談員と兼務することを妨げない。

イ 統括責任者（センター長）

業務遂行に必要な専門的知識と経験を有する者であって、本事業全体を統括する統括責任者。なお、統括責任者は、本事業の実施及びセンターの効果的・効率的な運営等に係る権限を有するものとする。ただし、発注者との協議の上、選任するものとする。

ロ 相談責任者

業務遂行に必要な専門的知識と経験を有する者であって、本事業のうち、相談業務を統括する相談責任者。また、相談責任者を補佐する者を、相談員の中から指名することができるものとする。

ハ 相談員

子ども・若者及びその家族からの相談に応じ、関係機関等の紹介、その他必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等からの問い合わせに対応できる相談員を配置すること。

ニ スーパーバイザー

必要に応じ、相談員への助言・指導その他統括責任者が必要と認める業務に当たる者をスーパーバイザーとして配置することができる。

(5) 広報

専用のホームページやリーフレット等、適切な方法により、不登校、ひきこもり等の早期対応の重要性などについて普及啓発を行うこと。

(6) 関係機関等との連携強化等

・宮城県子ども・若者支援地域協議会構成機関等と情報共有や支援方針の検討等を行い、適切な連携を実施すること。

・関係機関等に関する情報を収集し、関係機関等へ支援に関する情報提供を行うとともに連携体制の強化に努めること。

8 事業実施に係る注意事項

(1) 業務実施に当たっては、発注者と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。

(2) 個人情報の収集や利用、管理については、「子ども・若者育成支援推進法」及び「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分注意し、漏えい、滅失、毀損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

(3) 災害時や悪天候時のセンター開所の可否については、発注者と十分に協議の上決定すること。

9 本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

10 相談業務体制

受注者は、契約締結後14日以内に発注者に対して、当該相談業務の体制及び緊急時の連絡体制について任意様式において提出すること。

なお、委託業務期間中に体制に変更が生じた場合も変更した旨を提出すること。

11 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定するものとする。